



山科区シンボルマーク

(広報資料)

令和元年 7 月 1 0 日

京都市山科区役所

〔担当 地域力推進室総務・防災担当〕
TEL 5 9 2 - 3 0 6 6

2019年度 山科“きずな”支援事業の決定について

山科区では、区民の皆様による主体的なまちづくり事業を応援する「山科“きずな”支援事業」を実施しています。

この度、33件の申請があり、「京都市山科きずな支援事業審査委員会」による審査を経て、33件すべてを採択しましたので、お知らせします。

記

1 募集期間

令和元年4月11日（木）～5月20日（月）

2 申請件数及び採択件数の内訳

区 分	採択件数	申請件数
継続事業	21件	21件
① 一般型	20件	20件
② 大学連携型	1件	1件
新規事業	12件	12件
① 一般型	10件	10件
② 大学連携型	2件	2件
合 計	33件	33件

3 採択事業の概要

別紙を御参照ください。

(参考)

山科“きずな”支援事業について

1 概要等

(1) 対象事業

「第2期山科区基本計画」の実現に向けて、令和元年度中に区民や地域団体、NPO法人、大学等が山科区内で実施する次のような事業を対象とする。

- 自然を守り環境美化・保全を進める事業
- まちの魅力・観光を磨き高める事業
- 交通環境の利便性の向上につながる事業
- 子どもと子育てを応援する事業
- 障害のある方の社会参加を応援する事業
- 健康寿命の延伸につながる事業
- 地域のつながりを強める事業
- 暮らしの安心・安全を高める事業 等

(2) 支援内容等

区分	対象となる活動	補助金交付額 (限度額)	補助金交付率
一般型	地域団体、NPO法人、グループ等が行うまちづくり活動や事業	30万円以内	補助対象額の 2/3
大学連携型	大学の研究成果を地域に還元する事業又は学生が地域住民と共同で地域課題の解決等を行う事業（ただし、調査・学術研究を主たる目的とした事業を除く）		補助対象額の 3/4

※ 補助期間はいずれも1年間。同一事業は3回まで採択可能。

(3) 対象団体

山科区内で対象となる事業を主体的に実施する団体（個人は不可。法人格の有無は問わない。）。ただし、以下の要件に該当する団体を除く。

<対象とならない団体>

- ・ 「京都市暴力団排除条例」第2条第1号に規定する暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体又は構成員に暴力団員若しくは暴力団密接関係者がいる団体
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う団体
- ・ その他山科区長が不相当と認めた団体

2 審査委員会

(1) 開催日時

令和元年6月17日（月）午前9時30分～11時

(2) 審査委員

学識経験者、自治連合会会長会代表、各種団体代表、社会福祉関係者等 7名